

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

I	大学院設置の趣旨及び必要性	1
1.	新見公立大学の沿革と経緯	1
2.	設置の趣旨	1
3.	設置の必要性	2
4.	大学院の理念等	7
5.	教育研究目的	11
6.	育成する人材像	11
7.	学生確保の見通し	13
8.	修了後の進路の見通し	16
II	課程の構想	17
III	大学院、研究科、専攻の名称及び学位の名称	17
IV	教育課程の編成の考え方及び特色	17
1.	教育課程における考え方	17
2.	教育課程の編成	19
V	教員組織の編成の考え方及び特色	20
1.	教員組織の編成の考え方	20
2.	教員組織の編成の特色	20
VI	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	22
1.	教育方法	22
2.	履修指導の方法	23
3.	研究指導の方法	23
4.	修了要件	26
5.	修了後の取得資格	26
VII	施設、設備等の整備計画	26
1.	校地の整備	26
2.	校舎等の整備	26
3.	図書館等の資料及び図書館の整備計画	28
4.	情報関連等設備の整備計画	31
VIII	既設の看護学部との関係	32
IX	入学者選抜の概要	32
1.	入学者の受入方針	32
2.	入学試験の種別と募集定員	33
3.	選抜方法	33

X	大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施	33
1.	実施の趣旨及び必要性	33
2.	修業年限	34
3.	履修指導及び研究指導の方法	34
4.	授業の実施方法	34
5.	教員の負担の程度	34
6.	施設及び設備等の利用	35
7.	事務局の対応	35
XI	管理運営体制	36
1.	組織・運営	36
2.	公立大学法人の管理運営組織	36
3.	大学院の管理運営組織	37
XII	自己点検・評価	37
1.	評価委員会	37
2.	第三者による外部評価	38
3.	機関別認証評価制度の導入	38
XIII	情報の公表	38
XIV	教員の資質の維持向上の方策	40
1.	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動	40
2.	授業評価	40
3.	卒業時満足度調査	41
4.	看護学部独自のFD	41
5.	看護学研究科独自のFD	41
XV	その他	42
1.	包括的連携協力について	42
2.	報道機関に対する情報発信について	42

I 大学院設置の趣旨及び必要性

1. 新見公立大学の沿革と経緯

岡山県の北西部で鳥取県と県境を接する旧新見市において、昭和48年5月に地域の振興を目的として「短期大学の誘致」が策定された。これを受けて、昭和55年4月に新見女子短期大学が開学した。

開学時の将来構想として、設置者から短期大学に、(1) 将来の学園都市構想：安定的・効率的な規模とし、男女共学を目指すこと (2) 大学の整備拡充：学生会館等の整備 (3) 学生定員増加の方策：看護学科の定員を80人とすること (4) 大学の地域貢献の4項目が提起された。

平成11年4月から看護学科について男女共学化を行い、大学名を新見公立短期大学に変更した。

本学は昭和55年度に短期大学に看護学科を開学し、3年課程の看護師養成を32年間行い、既に1,800人を超える卒業生を送り出してきた。

本学看護学科卒業後に保健師資格を得るための進学者が年々増加してきたため、平成16年度に1年間の保健師養成課程の地域看護学専攻科を新設した。

平成22年4月に高度な専門的知識・技術を修得し、高い倫理観と豊かな人間性を持ち、健康問題を広く捉え、様々な変化に柔軟に対応できる看護の誇りを持った専門職として社会に送り出すことを目的とするとともに、卒業後も看護の質向上に寄与するために、生涯学び続ける自己教育力を身に付けた人材を育成することを目的に前述の短期大学の看護学科及び地域看護学専攻科を改組・転換し4年制大学（1学部・1学科）の新見公立大学（看護学部）が設置された。

大学設置当初から、大学院の設置については議論を行っており、大学や学長の方針として大学院構想が検討されるようになった。平成23年度に看護学部内にプロジェクトチームを設置し、他大学の設置状況や教育目的、カリキュラムなどの検討、卒業生や病院等の関係者に向けてアンケート調査を実施し検討を重ねてきた。この経緯を踏まえ、平成24年4月に学長は、教授会において大学院設置に向けて準備を進めることを表明し、大学院設置準備委員会を理事長裁定で設置した。

平成24年6月の理事会、経営審議会及び教育研究審議会合同会議において大学院設置の準備を進めることが承認された。同時に新見市に大学院設置の準備計画の了承を得た。

2. 設置の趣旨

新見公立大学看護学部看護学科は平成22年度に開学し、平成25年度に学年進行が完了し完成する運びとなっている。今回の大学院設置の骨子は、この大学

の完成に伴い、高度専門職業人及び研究者・教育者を育成するとともに、より高度な教育・研究に取り組み、地域貢献を果たしていくため大学院（1研究科1専攻）の設置を計画するものである。

設置を計画している大学院の内容は、看護学研究科看護学専攻で、1研究科1専攻による組織である。看護学研究科看護学専攻は既設の大学看護学部看護学科を基礎に設置する。看護学部の教育目標は、教養や感性を深め、多様な価値観を理解する柔軟な思考を育て、自己教育力を鍛え、「人間力」と「看護力」をバランスよく身に付けた科学的裏付けのある看護実践者を育てることである。その学部教育を基盤に、修士課程では、地域医療を支える人材育成を行う。高齢者を対象とした在宅療養を支援する「地域生活支援看護学領域」、さまざまな年齢層や疾患を持つ対象者への臨床から在宅移行や連携を支援する「療養支援看護学領域」を学び、現代社会の医療・看護の課題や支援の方向性を探究し、社会に寄与する人材を送り出すことを目標とし、高度で専門的な知識と能力を有する教育者、研究者及び看護専門職者を育成する（資料1：既設看護学部と看護学研究科の関連図（教育目標））。

現在、看護専門職員に対しキャリア形成の一つとして、大学院への進学が徐々に認識されてきた。平成23年度のデータでは、博士課程は62大学、修士課程は131大学が大学院教育を行っている。平成22年度文部科学省の法改正において、看護師国家試験受験資格の第1に4年制大学の卒業者が明記されたことから、看護基礎教育において今後は4年間の教育期間が基本となる可能性が示された。そのため基礎教育終了後のキャリア形成として、大学院教育は選択肢の一つとして期待は大きくなっている。

平成20年度に4年制大学への移行に関する卒業生への調査においても、リカレント教育への期待が多く、4年制大学に求める教育内容について、高度な専門性や看護研究能力を身に付けることを望む意見が多数あった。卒業生の多くは、4年間の基礎教育の中では、達成できない教育内容への期待があり、大学院教育の必要性が示唆された。

3. 設置の必要性

現在、看護専門職員に対するキャリア形成が求められている中、特に①地域医療を支援するための専門的知識や技術の修得、②地域での看護実践能力、教育、研究能力を鍛え、包括的に地域医療を支え、指導力を発揮できる人材の育成、③臨床から地域につなぐ総合的な看護実践能力、教育、研究分野で指導力を発揮できる人材の育成を図ることを目的とする。

1) 医療界等のニーズ

年々、高度な先進医療が進歩しているなか、保健医療機関においては、医療事故の対策や院内感染防止対策、診療情報の開示、患者等への人権擁護やインフォームドコンセント、個人情報などの倫理性が求められており、そのうえに医療機関の経営管理への対応と様々な課題がある。

一方で我が国はこれから本格的な「高齢・多死社会」を迎える（資料2：今後の日本は「高齢・多死社会」）。中央社会保険医療協議会の2040年の推計データによると、年間死亡者数のうち自宅、医療機関、介護施設等で死を迎える人々は約120万人であるが、それ以外に約40万人が死を迎える場所がないと推計されている。医療・介護施設において人生の最後に対応できる受け入れ定員を現在でもすでに超えつつある。そのため、終末期を在宅で迎えるために必要な環境や、在宅での看取りをしっかりと支える専門職が必要となる。

厚生労働省の2010年度の調査では、国民の多くが「可能な限り、住み慣れた地域で、自宅で、最後まで暮らし続けたい」というニーズがあり、同時に、「家族に介護の負担はかけたくない」、「介護サービスを適切に使っていききたい」と考えていることが示されている（資料2：国民のニーズは「家族に負担をかけずに在宅療養」）。家族構成も、独居高齢者や高齢者のみ世帯の割合が増加しており、家族の介護機能はますます脆弱化しており、2000年の介護保険制度の理念である「介護の社会化」は、今後の我が国の重要な課題であることに変わりない。

このような国民のニーズに応えるため、保健医療福祉に対する幅広い知識はもとより、現場での直面する課題に精通し、関連する専門職と連携し、その保健医療機関等にあった問題解決のできる能力を有する人材の確保が求められている。病院や施設だけでなく、在宅医療が継続できる仕組みづくり、医療・介護サービスを利用して在宅で暮らせる環境づくり、生活障害を担いながら在宅生活を継続できるケアシステムの構築、それらを支え支援するエキスパートが今後、特に重要となる。

しかし、現在の看護専門職140万人余のうち、高齢者施設や在宅ケアに関わるものは約10万人に過ぎない。そのため、継続的な在宅療養や在宅ケアに関わる高齢者・家族への支援に関心を持ち、専門性を高めていくための教育・研究は重要な使命である。

2) 地域への健康支援の拠点

(1) 高齢化と高齢者介護の課題

近年、わが国は急速に高齢化が進行している。本学の位置する新見市の高齢

化率は平成23年の調査で35.8%と高い値を示し、県の27.4%を大幅に上回っている。世帯数をみると62.2%が高齢者のいる世帯である。平均世帯人数も2.91人と少ない。新見市の死亡者数は、出生数に比べて約2倍であり人口推移は減少傾向にある。年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向である。高齢化率の上昇、要介護認定者の増加、世帯数の減少による家族介護の担い手不足、老老介護など高齢者ケアや在宅ケアに関する課題は多様である(資料3:人口統計及び医療統計の表2、3、4、7、9)。

(2)過疎地域での環境的課題

地域的にみると、岡山県の中でも2番目に広い面積を持っている。しかし、人口は32,685人(平成25年7月現在)で、平成25年1月末現在の住民の居住地域をみると、限界集落(65歳以上の高齢者が過半数の集落)は新見市の集落数833のうち193(23.2%)を占める。県北部に位置する新見市は、県南部の岡山・倉敷に比べて冷涼で、降水量、積雪日数も多い。限界集落は、標高170~600mの範囲で、地勢は概ね急峻で傾斜地が多く、積雪による生活行動範囲の制限を受けやすい地域にある。そのため、容易に医療やケアが受けられる環境状況にはなく、在宅・通所サービスの利用も十分ではない(資料3:人口統計及び医療統計の表8)。

(3)健康上の課題

健康面でみると、疾患としては、脳血管疾患の罹患率が全国平均より高く、生活習慣病のリスクが指摘されている。要介護認定の主な疾患も1位が脳血管疾患、2位が高血圧、3位が認知症となっている。脳血管疾患に対する介護予防の取組みが課題となる。また、悪性新生物による死亡も上位3位にあるものの、地理的環境要因の影響か、がん検診の受診率が低下している。早期発見・早期治療を含め、介護予備軍といわれる虚弱高齢者の健康支援が地域の重要な課題となっている(資料3:人口統計及び医療統計の表5、6、10)。

(4)住民のニーズ

新見市は中山間過疎地域で高齢化率が高く、要介護高齢者が徐々に増加している現状の中で、世帯構成の変化から家族介護者は得られにくい。在宅サービス・訪問看護などの活用が地域的にも困難な場合が多く、自宅で最期まで暮らしたいというささやかな希望も叶えられない状況もある。住民の第1のニーズは、「できる限り健康でいたい」、「自宅で家族に迷惑かけずに暮らしたい」である。もう一つの住民のニーズは、「健康障害・生活障害があっても新見市で暮らしたい」が挙げられる。重篤な疾患や急性期の場合は県南部の大規模病院での治療となる。そして、それらの大規模病院を退院後、新見市の小規模病院

や診療所との連携が不十分であった場合は、市内外の施設入所となり、新見市の自宅に帰ることができなくなるという現状がある。慢性期、回復期を支える医療体制や日常生活に視点を置いた高齢者の健康増進、介護予防などへの専門的な対応が喫緊の課題である。

(5) 大学院設置の必要性

当地域には、急性期医療を担う医療施設はなく、地域住民の生活に密着したきめ細やかな医療支援が求められている。当地域での看護の役割は、医療モデルから生活モデルへと枠組みが広がっているため、在宅をめざす入院期間、在宅への移行期間、在宅ケアの継続期間など、療養支援から在宅支援に亘る広い視野を持った「専門的な知識及び課題解決能力を持つ看護職」の養成が必要となっている。新見市医師会、岡山県看護協会はもとより、新見市長、新見市議会、新見市商工会議所などからも、地域活性化と大学の地域貢献を期待して大学院設置を強く要望している（資料8：要望書）。

大学においては、以上のような地域のニーズに対して貢献できるよう様々な教育を実施している。その例として、「地域のニーズに応える看護専門職養成－在宅高齢者支援プログラムとサービス・ラーニング」の取組がある。この取組は、地域に密着した教育活動で、地域の教育力を活用した教育実践として、平成18年度文部科学省の現代GPに選定された。引き続き、平成19年度には2件のGPが選定された。現代GP「電子カルテ教育システムによる看護基礎教育－個別的・双方向的手法で医療情報と看護を学ぶ教育改善指向型プログラム－」、特色GP「質の高い看護職養成のための看護研究－主体的課題発見能力を育てる学習支援－」の取組は、地元病院の看護職へも学生の研究発表を公開し、教員による臨床看護研究支援も行っており、リカレント教育の一端を担っている。

今後、その優れた教育実践を大学看護学部の4年間の中でじっくりと醸成しながら、地域との連携や交流を発展させ、地域の教育力を生かした人間的な資質の高い看護専門職を育成していく。

さらに、当研究科では、大学で蓄積された教育研究の新しい知見を一層推し進め、地域的な課題に対する研究に取り組み、地域看護の質向上に役立つ看護研究機関としての役割も充実させていくことを目指す。

3) 新見公立短期大学看護学科卒業生のキャリアアップへの意識

新見公立短期大学看護学科の卒業生に対し、キャリア形成の現状と大学院へのニーズ、教育内容への期待について調査（平成22年度）を行った。回答の

あった252人のうち201人(79.8%)が母校の大学院設置は「望ましい」と回答があった。卒業生のうち、キャリアアップを目指して大学院進学を希望している者は252人のうち62人(24.6%)であった。4人に1人は学び続けたいという意思を持っている。修士課程への進学希望は、62人のうち24人(38.7%)であった。目的は専門知識や研究手法の修得などの希望が多く、専門看護師、認定看護師や保健師・助産師などの資格取得は少なかった。学びたい分野では、成人看護学領域が最も多く、次いで地域看護学、老年看護学に関心が高かった。

大学院への進学希望者の中で、新見公立大学大学院の研究科開設後には本学への進学を希望する人が62人うち35人(56.5%)あり、母校への帰属意識は高く、看護基礎教育での教育内容や方法への信頼感や期待が示されていると考える(資料4：新見公立短期大学卒業生のキャリア形成の意識調査結果)。

4) 新見公立大学看護学部学生のキャリアアップの意識

看護学部1・2期生を対象に調査(平成23年度)した結果、回答のあった115人のうち33人(28.7%)が“将来的に”を含めて修士課程への進学志向があった。その目的は、専門的知識の修得や専門・認定看護師など、より専門性を深めたいというもので、継続学習への意識は高かった。看護専門領域の中で学びを深めたいと回答した55人のうち在宅、老年、地域看護学領域へ21人(38.2%)の学生が関心を示していた。修士課程への進学希望の学生のうち、本学研究科への進学は“まあまあ希望する”も含めて希望するとした学生は33人のうち14人(42.4%)であった(資料5：新見公立大学学部生のキャリア形成の意識調査結果)。その後縦断的に調査(平成25年)したところ、回答のあった119人のうち25人(21.0%)が大学院進学希望と回答した。進学の時期は、現役で進学が12人(48.0%)、社会人経験の後に進学が11人(44.0%)であった。将来的に取得したい学位は看護学修士15人(60.0%)で、関心のある領域は多領域に広がっていた。本学の大学院開設後の進学に対して回答した23人のうち、“まあまあ希望する”も含めて希望するとした学生は12人(52.2%)であった(資料6：新見公立大学学部生の大学院進学希望調査結果)。

進学を検討するにあたっての環境整備の要望としては、現役学生の背景から奨学金制度の充実が最も多かった(資料5：新見公立大学学部生のキャリア形成の意識調査結果、資料6：新見公立大学学部生の大学院進学希望調査結果)。

5) 現任看護職のキャリアアップへの意識

本学所在地の新見市を中心として、近隣の県内外の市町村で勤務する看護職

者へのキャリア形成に関する調査（平成 24 年度）を実施したところ、706 人から回答が得られた。

現任看護職の323人(45.7%)は多様な目的で生涯学習への意欲を持っており、学習の機会を望んでいる。回答者のうち大学院修士課程の進学を考えている人は323人のうち126人(39.0%)であり、その目的は専門領域の学修を深めることであった。近い将来、大学院進学を希望すると回答した43人のうち本学進学を希望する人は34人(79.0%)であった。現任看護職は仕事の継続を希望しているが、勤務地近くに学習できる機関が無いことから、通学可能である本学の開設に期待があるという意見もあった。そのため夜間開講や土曜日開講など、学習環境の整備が必要である（資料7：現任看護職のキャリア形成に関する調査結果）。

6) 各関係機関からの要望

新見市においては、「新見市総合振興計画」を実現するためにも本計画の主要施策事業の一項目として『かがやきの「文化都市」づくり』の推進を図っている。その一環として「特色ある学校づくりの推進」を目指している。そのため、4年制大学に大学院を設置して、地域医療を支える質の高い実践者を育成し、地域の活性化や大学の地域貢献の推進を図るよう、新見市長・新見市議会議長・新見商工会議所会頭から要望（資料8：要望書）が出されている（市の財政支援は資料9参照）。新見医師会は、地域住民への健康課題に対する教育研究の質の向上と、地域で活躍する看護師・保健師のリカレント教育の機関として期待している（資料8：要望書）。医療制度の改革において安心・信頼の医療や専門性の高い看護が要求されるため、岡山県看護協会は、大学院による豊かで幅広い学識と研究力・教育力を有する質の高い専門看護職の育成に対する強い要望がある（資料8：要望書）。

以上のことから、大学院修了の看護者に対する各関係機関からの期待は大きい。

4. 大学院の理念等

1) 本学が目指す大学院像

現在の医療現場は医療技術の急速な発展により、看護に必要な専門的知識・技術が高度専門化している。患者の人権擁護やインフォームドコンセントの重要性、個人情報保護などの倫理性も社会的な要請である。本学の学部教育では、人間力と看護力のバランスのとれた看護専門職の育成を目的としている。

病院の在院日数の短縮化による在宅療養者の増加や、高齢者ケアに関する制度の確立に伴う多様なケアやサービスなど、看護職の活動の範囲は広がってき

ている。療養及び生活の支援における看護の役割は、個々人への適切な看護判断や他職種との連携・コーディネート能力がより求められるようになった。本学の所在地のような高齢化率の高い中山間地域においては、地域住民の健康課題、疾病構造の分析など、地域のニーズに応え得る質の高い看護専門職の育成は重要であり、地域社会からの期待は大きい。

本学大学院教育では、地域医療を支える人材として、幅広い知識と研究力・教育力を有する質の高い看護専門職の育成を目的とした。その実現のために、常に在宅ケアへの視点を持ち、臨床から地域につなぐ総合的・包括的な判断能力を育てる。特に高齢者ケアへの関心を深め、生活者としての支援のあり方を探究する。既成の知識・技術に問題意識を持って、新たな看護の知見を見出す創造的な研究者へと育成する。修了生の将来像は、高い倫理観と高度な専門的知識・技術を有し、様々な社会的変化に柔軟に対応できる専門職として地域医療を支える実践者、研究者及び教育者である。

2) 教育研究上の理念・目標

(1) 理念

学術の理論及び応用を教授研究し、深奥を究め、学術及び教育の振興を図り、保健医療福祉の増進と地域の発展に寄与するとともに、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成する。

(2) 目標

- ① 地域医療を支える質の高い看護実践者を育成する。
- ② 臨床から地域を包括する視野をもつ研究者及び教育者を育成する。
- ③ 高い倫理観をもち、指導力が発揮できる看護専門職を育成する。

本研究科の教育研究目標は、地域医療を支える看護実践者、研究者及び教育者の人材育成である。中山間地域に位置する新見市の特徴を捉え、保健医療福祉の現状を直視し、地域医療が抱える課題を探究する専門職業人として、「看護実践力」、「教育力」及び「研究力」を基盤とする深い学識に裏付けされた高度な看護専門職を育成する。

地域医療とは、病院や診療所などでの医療の提供にとどまらず、地域で生活する対象者を包括的に支援し、医療の分化・連携による適切な医療の確保、安全で質の高い医療を提供することを意味する。

地域医療を担うための専門領域として、次頁の教育目標構造図（図1）の中に示した『地域生活支援看護学領域』、『療養支援看護学領域』の2つの領域を設定した。『地域生活支援看護学領域』では、あらゆる健康レベルにあ

る地域で生活している人々を支え、生活の質を高める「看護実践力」の向上を図る。地域看護・在宅看護の場における健康課題を分析・解決するための「研究力」を育て、地域でリーダーシップのとれる「教育力」を備えた人材の育成を目指す。

『療養支援看護学領域』では、地域の特性である慢性疾患を中心に臨床から地域につなぐ総合的な視野をもち、退院後の生活を見通した看護ケアや退院調整から在宅療養生活へのスムーズな移行など継続的な視点を持った「看護実践力」の向上を図る。看護の対象を臨床から地域へと包括的に捉え、そこに存在する療養課題を、理論と実務を統合させて評価する「研究力」及び「教育力」を備えた人材の育成を目指す。

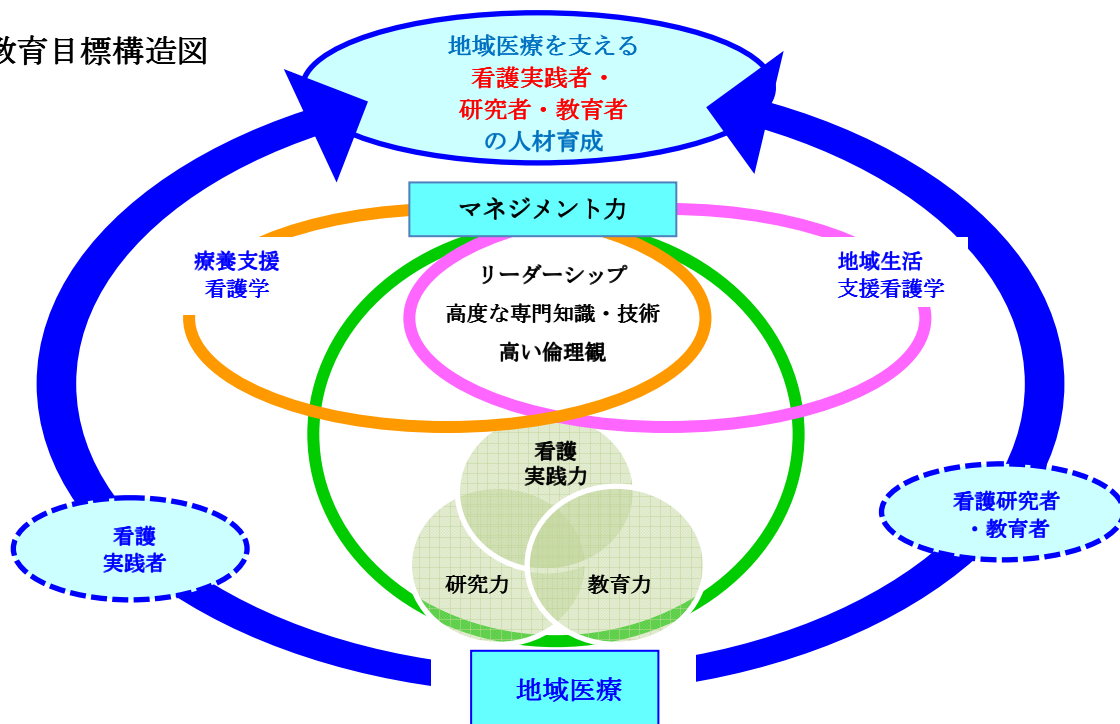
『地域生活支援看護学領域』及び『療養支援看護学領域』は、地域医療で活躍する高度看護実践者の役割の場を示しているが、どちらにおいても共通する資質として、図1の教育目標構造図の中核となるのが以下の三点である。

①生命尊重や人間の尊重を重視した「高い倫理観」、②地域医療の特性を理解し、看護実践していく「高度な専門的知識・技術」、③他職種との連携・調整を図り、専門分野における指導者としての「リーダーシップ」

これらの3つの資質を有し、地域医療に特化した看護専門職として、総合的に「マネジメント力」に優れた人材育成を目指す。

さらに地域医療を支え、キャリアアップを図る高度な看護実践者、地域看護の発展に必要な研究を研鑽し、効果を実証して地域社会に貢献する研究者及び教育者の育成を目指すこととして以下の目標とした（図1）。

図1：教育目標構造図



3) 大学院の特色

教育研究上の理念・目標（**図 1**）を達成するために、本学の特色として以下の5点を示した。

(1) 学部教育を基盤とした体系的な学問構築

研究能力について、学部基礎分野として「英語論文講読入門」を開講し、学部教育の中でも看護医療分野の原著論文に触れ、世界の看護研究の動向を学ぶ機会を持っている。短期大学設置の33年前から学生一人一編の論文作成を目的とした看護研究に力を入れ（平成19年度特色 GP 選定）、学会形式の発表を体験するなど研究過程を段階的に身に付ける指導を行ってきた。看護学部においても「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」は併せて4単位とし、研究力を備えた学生の育成を目指している。

学部専門分野では、「基礎看護学」、「臨床看護学」、「公衆衛生看護学」、「看護の探究と発展」の4つの柱で科目立てしている。研究科教育目的の地域ケアの人材育成の基盤となる学部教育の内容では、特に、臨床看護学の中で在宅高齢者を対象に生活圏域に拠点をおいた「生活支援看護学実習」は本学の特色ある教育方法（平成18年度現代 GP 選定）である。看護の探究と発展の中では「地域医療特論」を開講し、地域医療に関心を深める科目設定である。実践力を高めるために、「継続看護論」、「臨床援助技術演習」を開講し、基礎教育から臨床現場へのスムーズな移行を意識した科目立てをしている。

(2) 在宅・高齢者ケアへの関心を深める地域生活支援看護学領域

地域生活支援看護学領域では、我が国の保健福祉の最大の課題である高齢化に伴う健康・生活障害と在宅生活への支援を焦点に学ぶ。山間過疎地域での高齢者と家族の課題、疾病を抱えて療養継続する在宅生活者への支援の課題、在宅と医療の社会資源としての連携、それを支える専門職間のマネジメントなどを討論を通して関心を深める。本学の所在地の現状を踏まえて、地域に生きる人々への視点を外さず、都市部との比較や諸外国の動向など周辺課題への探究を深める。

(3) 療養生活の場の移行に伴う連携を学ぶ療養支援看護学領域

療養支援看護学領域では、臨床から在宅療養への移行に伴う医療的ケアを必要とする支援を焦点に学ぶ。生活習慣病やがん患者の在宅療養、精神疾患患者の社会復帰、育成期に多い疾病による家庭療養や子育てに係わる課題を分析し、療養の場の移行やそれを支える専門職の役割と機能、職種間の連携について討論を通して関心を深める。課題演習では、一つの課題に対

して複数の科目担当教員が参加し、多面的な理解や分析について議論し、課題解決のための支援方法を探究する。

(4) 地域連携を生かした研究フィールド

昭和55年度の開学から34年目を迎える本学は、地域に密着した取組みを継続して行ってきた。公開講座や、各団体の要請を受けての講演会など、看護の知や技を伝え共有する機会を数多く持っている。産官民学の研究グループ「在宅医療支援システム研究会」に所属し、在宅医療を推進する研究を試みている。教育活動の一環として、地域内の市民センターなどを大学の教室として仮定したサテライト・デイは、在宅高齢者を対象にしたサービス・ラーニングを取組み、すでに10年継続している。疫学調査として、各地域の家庭を訪問し、地域特性や住民の健康課題をアセスメントする科目も継続して9年になる。学部の卒業研究においても、地域住民や行政機関と連携して実態調査などの協力を得ている。これらのつながりから、修士課程の研究協力において住民や地元の医療施設の理解は十分に得られ、研究フィールドが豊かに確保できる。

(5) 地域医療におけるリーダーシップがとれる看護者の育成

新見市の地域医療の現状は、プライマリケアとしての慢性期・回復期医療が中心であり、看護専門職はキュアからケアへとトータルに対象を捉え支援する力が求められている。保健・医療・福祉の多職種間連携においてはリーダーシップを発揮するための人間関係能力を鍛え、「地域医療支援特論」では、地域特性やソーシャル・キャピタルを理解することができる。地域の医療や看護に関する課題を明確にし、リーダーシップやマネジメント力を育成することが可能となる。

以上の特色を踏まえ、看護学研究科の「教育研究目的」、「育成する人材像」を設定する。

5. 教育研究目的

保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組み、地域医療に貢献するとともに、総合的な調整能力とリーダーシップを有する看護専門職者、看護研究者・教育者の育成を目指す。

6. 育成する人材像

1) 教育課程の領域設定の根拠

新見市の地域医療の課題は多く、本研究科を設置する大きな動機となった。住民のニーズを看護的課題でみると、「高齢者の中山間過疎地域での在宅生活

をどのように支援するか」「療養生活を支援する望ましい連携をつくるには」が命題である。この2つの命題を解決するために、『地域生活支援看護学領域』と『療養支援看護学領域』を研究科の領域設定とし、地域の課題を解決するための有能な人材を育てることを設置の目的とした。

柱となる領域は『地域生活支援看護学領域』『療養支援看護学領域』である。それは、本学の地域性を踏まえ地域に貢献でき得る人材を育成することで、本研究科の独自性と他大学との差別化を図ることができると考えたからである。

『地域生活支援看護学領域』では、あらゆる健康レベルにある地域で生活している人々を支え、生活の質を高めるための「看護実践力」の向上を図る。特に高齢者の健康支援、介護予防、要介護高齢者の介護家族への支援が中心となり、地域看護・在宅看護の場における健康課題を分析・解決するための「研究力」を育てることをねらいとする。

『療養支援看護学領域』では、地域の特性である慢性疾患を中心に臨床から地域につなぐ総合的な視野をもち、退院後の生活を見通した看護ケアや退院調整から在宅療養生活へのスムーズな移行など継続的な視点を持った「看護実践力」の向上を図る。看護の対象を臨床から地域へと包括的に捉え、そこに存在する療養課題を、理論と実務を統合させて評価する「研究力」及び「教育力」を育てることをねらいとする。

2) 養成する人材像と教育課程との関係

養成する人材像は、地域医療の特性を理解し、専門的な知識・技術を有した看護実践者である。また、生命の尊重や人間の尊厳を重視した高い倫理観を持ち、専門分野における指導者としてのリーダーシップ能力と、他職種との連携・調整を図ることのできる人間関係調整能力を身につけた人材である。さらに地域の課題を明確にするための研究能力や教育力を育て、地域に寄与できる人材を育成する。

教育目標で述べたように、「地域医療を支える質の高い実践者の育成」、「臨床から地域を包括する視野を持つ研究者、教育者の育成」、「高い倫理観をもち指導力を発揮できる看護専門職の育成」が教育目的である。

「地域医療を支える質の高い看護実践者」とは、CNS や高度実践看護者という専門性の深さを意味するものではなく、本研究科での「質」の意味は、広い視野で情報が整理でき、個人・家族、近隣の人々を含めた生活そのものを見ていく力を言う。さらに、病院から施設へ、病院・施設から在宅へ、在宅から病院・施設へと生活の場の移行にも関心を寄せ、コーディネート能力を発揮しながら他職種、他機関との連携・調整ができる力を言う。これらの力を育てなが

ら、課題を発見し課題解決のための研究プロセスをたどり、質の高い看護実践者として社会へ送り出すことがねらいである。

本学はこの教育目的を達成するために『地域生活支援看護学領域』と『療養支援看護学領域』の2つの領域を設定した。教育目的の3つの人材像に対応して履修モデルA・B・Cを作成し、教育課程との関係を示す。

- (1) 高齢者ケアや在宅ケアに関する研究課題に取り組む者は、『地域生活支援看護学領域』において「高齢者ケア特論」「在宅看護支援特論」「地域ケアマネジメント特論」などを学び、新見市の地域特性と課題を理解し、在宅支援のエキスパートとして将来活躍することを期待する（資料17：履修モデルA）。
- (2) 他職種連携や生活の場への移行に関する研究課題に取り組む者は、『療養支援看護学領域』において、「成人看護支援特論」「療養支援看護学特論」「看護技術特論」などを学び、健康障害のある対象者に臨床から在宅への視点を意識した継続意識の高い看護職、看護管理者として将来活躍することを期待する（資料17：履修モデルB）。
- (3) 2つの領域いずれにおいても、研究者・教育者として大学等で後進の育成に貢献する将来像が期待できる。関連領域で研究課題の科目を履修するとともに、共通科目の「看護学の動向と展望」「看護教育特論」などを学び、包括的な視野を持った研究者・教育者として将来活躍することを期待する。（資料17：履修モデルC）。

修了後は、高い倫理観と高度な専門知識・技術を有し、様々な社会変化に柔軟に対応できる専門職として地域を支える実践者、研究者及び教育者を目指す。地域の人々がどのような健康状況になっても、支援の輪が途切れない“つなげるケア”の担い手としての活躍が期待できる人材育成が本研究科のねらいである。

7. 学生確保の見通し

岡山県には保健衛生学関係の4年制大学が本学を含め6大学あるが、本学が設置されるまでは全てが県南に集中しており県北にはなかった。新見市は、鳥取県及び広島県と隣接し、島根県及び兵庫県とも中国自動車道によって結ばれており、これら地域からの学生の確保が見込まれる。短期大学開学から大学移行にかけての33年間の受験生の傾向は、上記4県を中心に中国、四国、九州地方など広範囲である（資料10：新見公立短期大学看護学科及び新見公立大学看護学部看護学科の入学年度別・出身都道府県別学生数一覧表）。短大卒業生か

らも教育内容に対して高い評価を得ており、継続的に受験生を送り込む高校もある。中四国など近県を中心とした高校訪問などの印象からも大学及び大学院への期待が大きい。

1) 定員設定の根拠

本学は地域医療におけるリーダーシップがとれる看護師の育成を目指し、教育研究分野の特色として、看護領域の中でも在宅、老年、地域看護学領域を中心とした教育研究指導を行う。

本研究科の専任教員は、教授9人、准教授3人、講師3人の計15人で構成し、本学の教育研究指導は複数指導を行うことから、募集定員は充実した教育研究指導を保證できる規模を考えている。また、岡山県内の保健衛生学関係で本学と同程度の学部定員の大学の大学院修士課程の募集定員は、7.5%から17.5%と幅が広いが、平均すると概ね学部定員の約10%程度と想定でき、本学の場合は5人から6人となる（資料11：岡山県内の国公立大学学部学生入学定員に対する大学院修士課程の入学定員の割合）。このことから、募集定員は5名（収容定員10人）とした。そのうち学部からの現役学生と、社会人入学生がほぼ同率程度の割合になることが望ましい。

2) アンケート調査結果による学生確保の見通し

(1) 短期大学卒業生の進学希望

社会人入学が見込まれる新見公立短期大学卒業生への調査では、開設後進学を「希望する」が9名の回答であった。将来的に進学が見込まれる「まあまあ希望する」の26名を含めると計35名が進学を希望していた。大学院進学目的として「研究手法を学びたい」と回答した22名に対してもキャリア形成につながる学習の機会を提供できる。短期大学卒業生に向けては学報などを活用しながら、大学院進学へ動機づけられるよう情報提供を継続していく予定である（資料4：新見公立短期大学卒業生のキャリア形成の意識調査結果）。

(2) 近隣現任看護職の進学希望

近隣の現任看護職への調査では、本学大学院開設後「希望する」と8名が回答した。将来的な進学が期待できる「できれば希望する」の26名を含めて計34名が希望すると回答している。大学院進学目的は、「専門領域での学修」が135名と最も多い。新見市及び近隣の看護職のほとんどは中小規模病院に勤務し、慢性期・回復期、在宅療養への支援に携わっており、本学大学院が目指す地域での在宅療養や高齢者ケアの課題を探求する教育目的、内容に合致する。また、「臨床指導者」として看護基礎教育に携わりた

いと回答も104名あり、教育者や管理者としてのキャリア形成に寄与できる。進学者の学習環境や奨学金、長期履修制度などの具体的な情報を公表し、進路選択への広報活動に力を入れて取り組む（資料7：現任看護職のキャリア形成に関する調査結果）。

(3) 社会人学生確保の見通し

以上の結果から、短期大学卒業生では、開学後進学を「希望する」9名、近隣の現任看護職では8名と回答しており、開学後計17名の受験が見込まれる。また、将来的には、短期大学卒業生の「まあまあ希望する」26名、近隣看護職の「できれば希望する」26名、計52名が進学予備軍として回答しており、長期的に進学者確保の見通しはあると推定している。

開学後在学する学生が、達成感のある学習・研究ができ、修了後現場で活躍することで、他の現任看護職の刺激となり、進学への動機づけになると考える。さらに、今後卒業していく学部生が、キャリアアップのために母校へ進学を検討するよう、研究科の教育指導に力を注ぎ、魅力ある研究科をアピールしていく。そのために、学報や大学ニュースなどの広報活動に力をいれるとともに、各種メディアをとおして研究科の教育・研究活動を公表していく必要がある。

(4) 現役学生の進学希望

現役学生の進学希望では、2011年度調査の学部1年生・2年生及び2013年度調査の学部3年生・4年生の縦断的調査を行った結果、2011年の調査では33人が進学の意向があり、2013年の調査では25人が大学院進学を希望していた。1・2年次より3・4年次はやや少なくなったものの、学年が進むにつれて進路先のイメージはより具体的になってきていると考えられる。大学院進学を希望している25人のうち、本学に大学院が設置された場合に本学を希望する学生は12人であった。その内容は、来年度受験を希望している4年次生が7人、再来年度受験を希望している3年次生が5人いるため、継続的な確保が見込まれる（資料5：新見公立大学学部生のキャリア形成の意識調査結果、資料6：新見公立大学学部生の大学院進学希望調査結果）。また、他大学からの現役学生の応募も考えると、学生確保には問題はないと言える。今後、修士修了生の現場での活躍とともに、本学研究科の位置付けを確立し、継続的な学生確保に努力していく予定である。

したがって、過大評価を避けた推計値として、単年度の社会人学生を含めた本学の受験者数を10人、合格者数5人、入学者数5人を想定し、長期的に定員を確保することが可能である。

8. 修了後の進路の見通し

看護系大学院修了者の活躍分野は、主に大学において教育・研究に携わる場合が多い。しかし、近年では、現任看護職がキャリアアップのために社会人入学し修了後、医療現場においてリーダーシップを発揮する役職に就くことや、管理職として活躍することも多くなっている。社会人入学生は、現場の課題をテーマに研究を進め、その成果を還元させることで、現任看護職の研究力を高め、ひいては看護の質を向上させることになる。その積み重ねとしての実績が、医療現場も修士の学位を持った看護師への歓迎と期待へとつながると考える。学部からの入学生は、継続学習の習慣を身に付け、研究的な能力を持って現場での臨床経験を重ね、その後に、博士課程や認定・専門看護師などのエキスパートナースへの道を究めることが期待できる。それらの修了生の就職支援やキャリア支援も、しっかりと体制を作ってサポートする予定である。

看護実践者としての進路では、実習施設を中心として大学院修了生の採用と期待について調査した結果、500床以上の大規模病院では、すでに修士修了者が現場で活躍している現状であった。中小規模病院においても、現任看護職の進学希望者には、学習環境の支援を前向きに考えており、修士修了者の採用時にも本人の希望ややる気を優先したいという回答であった。まだ修士修了者の採用がない病院においても、他の看護職への刺激となり、院内の活性化を期待していた。修士修了者への役割と期待としては、専門性を発揮すること、チーム医療の中でのマネジメント能力、地域の中での他職種連携、リーダーシップ、看護管理能力、看護研究指導能力などがあげられた。継続的な学習姿勢を持った人材育成を期待しており、新見の大学院設置は、県北の看護の質向上に貢献するという意見であった(資料12:大学院修了者の採用希望に関する病院側へのインタビュー結果)。

さらに、本学看護学部生の採用を希望し、本学開催の「就職合同説明会」に参加した県内外の20病院へのアンケート調査では、ほとんどの病院で大学院修了者を採用したいと考え、半数は積極的に採用したいと回答していた。回答した18病院中13病院(72.2%)で、すでに修士修了者が活躍しており、専門性を生かした業務、教育的役割、管理・指導的役割、研究指導などへの期待があった。現任看護職の進学支援に対する配慮についても、個別対応も含めると14施設(77.8%)の病院で何らかの対応がなされていた。修士修了者の待遇についても、給与面、役割・職位などへの処遇が考えられていた。今後さらに、修士修了者の

進路選択においては、門戸も広がり選択肢も多くなるものとする（資料 13：大学院修了者の採用に関する調査）。

看護教育者・研究者としての進路では、毎年全国の大学からの教員公募が行われている。そのうち、本学の修士修了者が対象となると思われる助教・助手の公募のみを抽出すると、平成 23 年度には 65 件、平成 24 年度には 82 件の公募が見られた。今後も看護系大学の開学は増えると予測され、看護教育者の道は全国的な視野でみると多く、進路の門戸は開かれている（資料 14：教員(助教及び助手)の公募状況（平成 23 年度・平成 24 年度））。

II 課程の構想

本学大学院看護学研究科看護学専攻は、保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組み、地域医療に貢献するとともに、総合的な調整能力とリーダーシップを有する看護専門職者、看護研究者・教育者の育成を目的としている。将来的には、大学院教育の質をさらに高め、老人看護・在宅看護の専門看護師（CNS）を養成する修士課程とすることや、教育・研究者等の育成のために、博士課程の設置が必要であるとする。現段階では、本学の教員組織や教育研究環境の規模を勘案して、当面は学士課程と修士課程の充実を図る。今後は、修士課程設置後に教育内容・方法の評価分析を行い、将来構想へと検討を重ねる計画である。

III 大学院、研究科、専攻の名称及び学位の名称

- | | |
|----------|---|
| (1) 大学院名 | <u>新見公立大学大学院 [Graduate School of Niimi College]</u> |
| (2) 研究科名 | <u>看護学研究科 [Graduate School of Nursing]</u> |
| (3) 専攻名 | <u>看護学専攻 [Course of Nursing]</u> |
| (4) 学位名 | <u>修士(看護学) [Master of Science in Nursing]</u> |

※ 研究科及び専攻の名称について

既設大学の看護学部の学部教育を踏まえ修士課程を設置するものであり、先行大学の看護学関係の研究科名も参考にし、併せて、志願者等が当該名称から研究科の教育・研究領域を推測できることから勘案し、看護学研究科看護学専攻とする。

※ 学位の名称について

研究科の目的を的確に表現する学位の名称は「修士(看護学)」とする。

IV 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程における考え方

本学研究科における教育課程は、教育研究上の目的目標を達成するために、地域医療への貢献と臨床から地域・在宅への連携を軸にした科目編成とした。1年目は、共通科目から8単位、専門科目の「地域生活支援看護学領域」、「療養支援看護学領域」の2領域から各自の研究課題を選択し10単位、地域生活支援看護学課題演習、療養支援看護学課題演習から各自の研究課題を選択し2単位を履修し、研究上の基礎的な能力を身に付けるとともに、看護実践における課題について先行研究をとおして探究し、解決へのプロセスを熟考することで、各自の研究テーマを明確にする。2年目は、明確になった研究テーマに向けて、研究のプロセスをたどり、修士論文の作成まで至る（資料15：修士課程カリキュラムの構造）。

中央教育審議会は、平成17年に「新時代の大学院教育」と題する答申（以下「17年大学院答申」という。）を発表した。その中で、大学院が担うべき人材養成機能を次の4点とした。すなわち、「①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度に知的な素養のある人材の養成」である。

本学研究科の教育課程は、17年大学院答申のうちで、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」を目指しつつ、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を主たる目的とした。そのために、「学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実して関連する分野の基礎的素養の涵養等を図る」こと、及び「将来指導的立場で活躍できる人材を養成する観点から、コースワークや実践体験を含んだプログラムを整備し、当該専門領域に係る学際的な知識、実践能力、教育能力を育成する体系的な教育プログラム」を構築することを踏まえた1年次の授業科目を設定した。

中央教育審議会では、さらに平成23年に「グローバル化社会の大学院教育」と題する答申を発表し、17年大学院答申に示した「コースワークの充実など大学院教育の実質化に向けた取組の実践」を求めている。その中で、「学位プログラムとしての大学院教育の確立」のために「①課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育の確立、②学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立、③教育情報の公表の推進」を指摘している。

本学研究科では、大学院教育の実質化を図るためにカリキュラム編成及び教員組織等の教育体制の充実に努めるとともに、複数の教員間で学生の履修及び研究に係る情報を共有するために、学内に学生・教員間の双方向的な学修ポートフォリオ機能をもつオンラインシステムを設置する予定である。

2. 教育課程の編成

共通科目として、研究に必要な知識や看護研究の動向、データ処理を学ぶ「看護研究特論」、「看護学の動向と展望」、「統計学特論」を開講し、質の高い実践者・指導力を発揮する管理者を目指して、「人間関係特論」、「看護実践と倫理」、「看護管理特論」を開講する。将来、看護教育者として必要な知識と教育方法について「看護教育特論」を設定している。特に看護教育特論は、看護教育制度、看護教育課程、教育方法、授業計画案などを理解することで看護教育のプロセスを学び人材育成に寄与する科目とする。「地域医療支援特論」は、必修科目として本学の特色ある地域連携や看護職の役割を理解し、研究力、教育力、実践力の基盤となる知識を学ぶ。

専門科目の地域生活支援看護学領域では、在宅生活における健康の維持や介護予防につなぐ「健康支援活動特論」、地域の高齢者と家族の社会的な病理や支援の在り方を学ぶ「高齢者ケア特論」、高齢者が加齢変化や老年期特有の疾病によって抱えるコミュニケーションの課題を理解し、高齢者のQOL向上につながる根拠に基づいた援助方法を探究する「高齢者コミュニケーション特論」、在宅療養者や介護家族への支援を個人、家族、地域を包括的に捉え支援する「在宅看護支援特論」及び「地域ケアマネジメント特論」を設定し、地域における看護活動の課題を探究する。この領域では、岡山の県北に位置する新見市とその周辺地域を「地域」と位置づけ、山間過疎地域に住む人々の健康課題や生活の質を確保するための支援のあり方を中心に考える科目とする。

同じく専門科目の療養支援看護学領域では、健康障害をもちながらも、QOLの高い療養生活を営めるような看護実践の在り方について探究する「療養支援看護学特論」、看護技術に関するエビデンスを高め、臨床現場と在宅を結ぶケア技術を探究する「看護技術特論」、生活障害や継続的なセルフコントロールを必要とする疾患、がん患者の継続的な治療に関するケアや終末期在宅ケアを考える「成人看護支援特論」、小児医療や包括的な育児支援などの社会的な課題に対応する「育成看護支援特論」、精神疾患だけでなく現代人の抱える不安やうつ病、自殺などの広範囲な支援を考える「精神看護ケア特論」を設定し、総合的な視点で看護実践への課題を探究する。この領域においても、病院での療養から在宅への看護の継続性を、山間過疎地域の「地域」という捉え方で在宅を捉えることとする。

演習・研究では、「地域生活支援看護学課題演習」、「療養支援看護学課題演習」の2つのうち、各自の研究課題に関連した科目のいずれかを選択必修とする。この課題演習では、専門分野の異なる複数の教員が関わり討議することで、領域の科目で学んだ知識や先行文献の知見から得た課題を、多面的、重層的な理解へ

と深める。演習内容によっては、フィールドワークを取り入れたり、実験を実施することもある。学生同士の情報交換や経験交流によって、各自の研究課題を焦点化し、課題解決に向けて適切な方法論へと導くことをねらいとする。

「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」では、学生一人ひとりが研究課題に添って研究計画を立て、実践し、研究論文に仕上げ、2年の課程を修了するという編成である。

V 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

教員配置は、専門基礎系教員3人を含む専任教授9人、専任准教授3人、専門基礎系教員1人を含む専任講師3人の計15人を配置する。

職位別の教員の年齢構成については、教授は40歳代1人、50歳代5人、60歳代2人、70歳代1人、准教授は40歳代1人、50歳代2人、講師は30歳代1人、40歳代2人、全体の年齢と職位のバランスは保たれている。

共通科目の「人間関係特論」、「看護教育特論」、「看護管理特論」、「地域医療支援特論」の4科目は、社会の状況や医療、看護に関わる急激な変化を理解し、現場感覚を身に付けるために、外部講師を依頼する。

新見公立大学の教員の定年は、「公立大学法人新見公立大学職員就業規則」第21条では65歳と定めている。したがって、大学院の完成年度までに定年を迎える教員がいる場合又は定年年齢を過ぎた教員の採用が必要な場合については、「公立大学法人新見公立大学職員就業規則」の「採用の例外」の条文として、「理事長は、教育研究上特に必要と認める場合は、期間を定めて特別な知識等を有する者を法人に常時勤務する教員（以下「特任教員」という。）として雇用することができる。特任教員については、第8条の規定は適用しない。」を定めている（資料16：公立大学法人新見公立大学職員就業規則（案））。

2. 教員組織の編成の特色

専任教員15人のうち、大学院設置に伴って新規に採用する教員はなく、本学の短期大学及び大学学部での看護教育に長年携わってきた教員ばかりである。山間過疎地域での看護の質向上の必要性を日々感じており、地域で働く看護専門職のキャリア支援のために大学院の設置に意欲的である。また、実習の場として地域をフィールドとしており、地域住民との交流も深く、地域の健康上の課題や地域特性を理解しているため、大学院の教育目的である地域の健康問題への支援について熱意を持って取り組むことができる。専門基礎系の教員3名は博士の学位を取得しており、大学院教育経験者もいる。一方、看護系教員12名では大学院

の教育経験はないものの、教授7名のうち博士の学位を1名、満期退学2名、現在博士課程在学中が2名で、准教授・講師では3名が博士、1名が在学中と、それぞれの分野における研究歴は十分にあり、看護学研究科における指導教員としてふさわしい能力を持っている。

年齢からみると、看護系教員12名は大学院完成年度時において、すべて65歳以下である。そのため、入学生に対する研究の継続性が図れ、教員個々の研究領域に魅力を感じて入学してくる学生の期待に十分に答える教員集団であることが特色である。30歳～40歳代の若手教員については、教育指導の質を向上させるために看護学部FD、看護学研究科FDにおいて教員間の情報交換を密にし、研鑽を図る。また学外研究機関との連携や出身大学院のゼミ参加などを積極的に勧め、広い視野で研究指導について学び体験できるよう組織としての配慮を行う。

研究に関しては、「地域生活支援看護学領域」では、高齢化率の高い新見市における大学の地域貢献として、老年・在宅領域で行っている在宅高齢者への調査と支援活動の研究を継続している。また、産・官・民・学の地域全体を巻き込んだ遠隔在宅医療に関する研究会において、住民のニーズ調査や実証実験で成果を上げている。この研究は厚生労働省科学研究費補助金や総務省の地域ICT利活用モデル構築事業の助成も得て、第2回日本遠隔医療学会において優秀賞を受けるなどの評価も得ている。さらに、在宅高齢者の転倒や脳血管疾患の予防に向けた支援活動と対象者への調査、ITを活用した在宅高齢者の健康・生活支援活動と対象者への調査、被災高齢者への支援活動と対象者への調査など、地域で生活する高齢者への支援については多くの研究実績がある。在宅看護の要である訪問看護師の教育支援について、他大学との継続的共同研究により、訪問看護師の卒後教育や新人訪問看護師の定着など、訪問看護の質の確保に向けたプログラム開発を実施している。長年ケアマネジャーとして地域に密着した活動経験のある教員は、要援護高齢者の生活満足感、自尊感情、社会参加などの心理的ウェルビーイングとソーシャルサポートとの関連に関する研究を蓄積しており、効果的な実践としての人材の育成に貢献することができる。

「療養支援看護学領域」では、褥瘡や罨法、浣腸など看護技術のエビデンスに関する実験研究をもとに、幅広く看護実践の科学的エビデンス探究の研究を重ねている。それぞれの特論担当者は、療養の場を在宅に移行するがん患者とその家族にケアを提供する医療者への調査研究、がん患者とその家族が自らの力を発揮し、在宅での療養生活を継続できるような支援要請や在宅療養移行支援、生涯発達と子育て観に関する看護学生の認識、ライフサイクルにおける連続性を重視した母性・小児看護の視点に関する研究、精神科看護師の倫理的葛藤、重度認知症

患者への専門的な介入に関する研究、精神科で用いられるケア介入としての看護技術や対象者の精神の健康や生活の包括的支援など多くの研究業績を重ねている。

これらの研究は、大学院設置後も継続的に取り組み、本学の独創的な研究を押し進めていく計画である。

研究科の担当教員として15名の申請者の内、9名は博士の学位取得者または博士後期課程満期退学者で、6名が在学中または今後進学予定である。いずれも、博士の学位取得に意欲を持っており、研究科担当の教員全員が博士の学位を取得し、教育・研究の質を担保していく努力は今後も継続して行う。

博士課程で研究を行うことは、その課程そのものが本研究科の教育・研究に還元できるものであり、学生の研究指導の質を高めると期待できる。学部としては進学を奨励し、そのための支援ができる職場環境作りに努力する。

進学先は、研究領域に関連した県南部や県外の博士課程に進学することになるが、週1回の研修日を効果的に活用することや、短期集中講義や長期の研究調査などが必要な場合は、学部の時間割作成時、研究科の指導日などの日程調整を柔軟に行う。研究費の確保については、科研費などの学外補助金の獲得に向けて指導、助言を行う。学部内FDとして月1回開催しているランチョンセミナーは、お互いの研究成果の共有や、学会参加による新しい知見の紹介など、各教員の研究の質を向上させる良い機会となっており、継続して研鑽を図る。

VI 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

看護学研究科では、研究科の教育目標を達成するために、学生の多様なニーズと個別な能力に応じた効果的な教育・指導を行う。教育効果が最大限に生かされ、質の高い人材を育成するために、以下の教育方法、履修指導、研究指導方法を導入する。

1. 教育方法

- (1) 大学教育終了直後の学生、あるいは同等の能力のある社会人学生が対象である。学生の学習ニーズは個別的で、体験も多様である。学生の体験を尊重し、学習過程において個々の状況を考慮した履修への配慮を行う。
- (2) 授業は、教室における講義、グループワークやディスカッション、フィールドワークなどによる課題演習、主体的な学習活動による課題研究及び特別研究などの学習方法をとる。生涯にわたり学び続ける基盤を培い、問題解決能力や判断能力を高め、自己成長できる教育方法を取り入れる。また、講義科目は、学生が短期間に集中して学修できるように、1学年を2学期とするセメスター制により実施する。

2. 履修指導の方法

(1) シラバスの作成

教員は、全ての授業科目においてシラバスを作成し、授業目的、授業計画、成績評価方法及び使用テキスト・参考書を提示し、学生が主体的に学習できるようにする。

(2) 履修ガイダンス

入学時に指導教員は、授業科目の履修モデル（資料17）を提示し、学生の研究に直接必要となる授業科目や高度専門職業人として基礎学力を養う授業科目など、個々の学生に適した授業科目の履修を指導・助言する。

(3) 修学支援体制

学生に対する修学支援としては、個々の学生の研究指導担当する教員が行い、入学時から終了するまできめ細やかな履修指導を行う。また、教員のオフィスアワーや電子メールを利用した修学相談も行う。

(4) 社会人のための長期履修制度

本学研究科の入学定員は5名であるが、志願者は社会人が多いことが予測される。そのため、社会人学生が職業との両立を可能にするために、夜間開講、土日・休日開講、集中講義などの配慮をした時間割を設定する。

職場の状況で2年間では履修が困難な場合、長期履修制度を活用して取り組むことができる。長期履修制度を利用する学生については、3年あるいは4年での履修計画を個別に相談する。履修可能な時間を選択して講義科目をとり、3～4年の履修修了に向けて単位を積み重ねる。特別研究Ⅰ・Ⅱについても、研究プロセスをしっかりと踏みながら研究手法から実践まで時間をかけて取り組むことができる。

履修の手続き等については、学生の状況に応じて相談・指導を行う。履修モデルを参考にしながら、講義科目は、前期・後期を1科目程度の履修とし、勤務に無理のない範囲での学習計画とする。特別研究Ⅱは3年間履修の場合は2～3年次、4年間履修の場合は3～4年次とし、講義科目との重なりを少なくすることで、負担の少ない履修にすることができる。

また、社会人学生の勤務状況によって、講義や研究指導日程を学生間で相談し、担当教員と調整することも、少人数の学生数であるため可能である（資料18：長期履修制度について）。

3. 研究指導の方法

学生が入学してから修士論文の作成に至るまで研究指導を次のようなスケジュールで行う（資料19：修士論文研究指導スケジュール）。

(1) 指導教員の決定（1年次4月）

- ① 学生は、入学時に「専門科目」（地域生活支援看護学領域・療養支援看護学領域）から関心のある科目を選択し、また「演習・研究」（地域生活支援看護学領域課題演習・療養支援看護学領域課題演習・特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱ）の必修科目と併せて申請する。
- ② 指導については複数で行い、研究科教授会は、学生の研究課題に基づき、関連分野の研究指導教員と個別の履修相談を行い、研究領域及び研究内容に適した指導教員を決定し、学生に通知する。また、学生と指導教員により、指導補助教員を決定する。

なお、指導教員決定後に、指導教員の変更がやむを得ない事由と判断される場合は、研究科教授会の議を経て変更ができる。

(2) 研究課題の決定（1年次10月～11月）

指導教員は、学生の希望する研究内容、指導教員の専門分野及び指導環境等を勘案して、学生の学問的関心を尊重しながら研究課題を決定し研究科教授会に報告する。

(3) 研究計画の立案及び指導（1年次11月～12月）

- ① 学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案し、研究科教授会に報告する。
- ② 指導教員は、研究方法、文献検索の方法及び文献抄読により、学生の研究課題の決定を支援する。

(4) 研究計画書の作成及び指導（1年次12月～2月）

- ① 学生は、指導教員の指導・助言を受けながら、研究課題についての具体的な研究計画を作成する。
- ② 指導教員は、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的研究報告、研究対象者への倫理的配慮等、研究計画書が実現可能な計画書になるよう指導する。
- ③ 研究倫理に関しては、研究計画に基づく研究を開始する前に、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施及び高い倫理観の涵養のため、新見公立大学研究倫理審査委員会の審査を受ける（資料20：公立大学法人新見公立大学研究倫理審査委員会規程）。

(5) 研究計画発表会（1年次12月）

- ① 指導教員は、各領域において研究計画書に関する中間発表会を開催する。
- ② 学生は、各自の計画書に基づいて発表し、各領域の指導教員より助言を受ける。

(6) 研究の実施（2年次4月～9月）

学生は、教員の指導を受けながら、研究を実施する。

(7) 中間発表会（2年次9月）

- ① 研究科教授会は、学生のそれまでの研究成果の発表の場として、学内の中間発表会を開催する。
- ② 指導教員は、各領域担当教員から指摘された発表内容にかかる問題点を確認し、課題解決方法について助言する。

(8) 修士論文の作成及び指導（2年次10月～1月）

- ① 学生は、中間発表までの研究成果を基に修士論文の作成を開始し、中間発表会での質疑、指摘等を踏まえ、修士論文をまとめる。
- ② 指導教員は、学生の修士論文作成について、論文の全体構成、資料・データの分析・整理法、図表の作成及び文献検索など、論文完成までの指導を行う。

(9) 修士論文の提出（2年次1月）

- ① 学生は、完成させた修士論文を所定の期日までに提出する。

(10) 主査・副査の決定並びに修士論文審査及び最終試験（2年次1月）

- ① 研究科教授会は、学生の完成された修士論文を審査するため、学生ごとに指導教員以外の主査1人及び副査2人を決定し、学生に通知する。
- ② 主査及び副査は、提出された修士論文を審査するとともに、その論文内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、これらの結果を研究科教授会に報告する。

(11) 公開発表会（2年次2月）

- ① 研究科教授会は、修士論文に係る研究発表の場として、公開発表会を開催する。
- ② 主査及び副査は、公開発表会で指摘された事項や発表内容に係る問題点を指摘・助言する。
- ③ 指導教員は、主査及び副査から指摘された問題点の解決方法等について指導を行う。
- ④ 学生は、指導教員のもとで問題点等を解決し、修士論文を完成させる。

(12) 修士論文の提出及び合否判定（2年次2月～3月まで）

- ① 学生は、完成させた修士論文を期日（2月下旬）までに提出する。
- ② 主査及び副査は、提出された修士論文の審査を行い、これらの結果を研究科教授会報告する。
- ③ 研究科教授会は、主査1人及び副査2人による修士論文の審査結果、最終

試験の判定結果及び当該学生の単位取得状況により修士課程終了の可否を判定する。

(13) 修士課程の修了及び学位の授与（2年次3月）

- ① 学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を判定し、修士の学位を授与する。

(14) 修士論文の公表

- ① 新見公立大学大学院看護学研究科論叢にて公表する。

4. 修了要件

本専攻の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする（資料21：看護学研究科の科目名・単位数・修了要件）。

履修内容は次のとおりである。なお、履修モデル（資料17）を示すことで、学生が順調に履修できるようにする。

5. 修了後の取得資格

本件研究科を修了すると「修士（看護学）」の学位を取得できる。

Ⅶ 施設、設備等の整備計画

1. 校地の整備

1) 校地面積^(注1)

① 校舎敷地	17,636㎡
② 運動用地	5,031㎡
③ その他	4,013㎡
計	26,680㎡

(注1) 校地については、大学1学部及び短期大学2学科の総定員440人と共用する。

2. 校舎等の整備

研究科開設に伴う実習室等の施設・設備は、基本的には、既存学部の施設・設備を利用する。大学院研究室等については、平成24年度に建築の本館棟のゼミナール室を使用する。

1) 校舎面積（内訳は資料22：校舎の室配置一覧表）^(注2)

① 校舎	8,507.33㎡	}
② 図書館	1,584.95㎡	
③ 体育館	3,617.97㎡	
④ 学生会館	943.00㎡	

⑤ その他	730.56㎡
計	15,383.81㎡

(注2) 1. 校舎等については、大学1学部、1研究科及び短期大学2学科の総定員450人と共用する。

2. 図書館は、新見市学術交流センター（新見市の施設であり本学校地内に建設）の1階、2階を使用する。

(参考)

・大学基準面積（収容定員250人）	4,214㎡	・・・①
保健衛生学（看護学）関係	400人まで	
(250人-200人) × 992㎡ ÷ 200人 + 3,966㎡ =	4,214㎡	
・短期大学基準面積（幼児教育学科収容定員100人、 地域福祉学科収容定員100人）		
教育学・保育学関係	100人まで	2,000㎡
社会学・社会福祉学関係	100人まで	1,000㎡
計		3,000㎡
基準面積合計（①+②）	7,214㎡	

2) 教室等

(1) 教室等の室数

① 講義室	11室	}
② 演習室	31室	
③ 実験実習室	9室	
⑤ 情報処理教室	1室	パソコン70台
⑥ 看護学研究科教員研究室	15室	
⑦ 大学院生研究室	1室	

※・ 講義室1室にノートパソコンを65台配置している。

・ 授業における講義室は、看護学部及び看護学研究科の時間割表にみられるように、重複することはない(資料23:看護学研究科時間割、資料24:看護学部・看護学研究科時間割対照表)。

(2) 大学院生の研究室

大学院生の研究室（37.11㎡）については、本館棟2階のゼミ室1室を転用する。

研究室には、大学院生用の机、椅子、パソコンを人数分用意するとともに、共用の書籍等の保管庫を用意する（資料25:看護学研究科研究室及び講義室レイアウト）。

(3) 講義・ゼミ室

大学院専用の講義室（35.79㎡）1室を設け、ゼミ室は、学部のゼミ室を共用する（資料25：看護学研究科研究室及び講義室レイアウト）。

3. 図書館等の資料及び図書館の整備計画

既設の新見公立大学の図書館は、平成20年4月に大学敷地内に建設された新見市学術交流センター（新見市立）の一角に移転し開館した。

したがって、新見公立大学の前身である新見公立短期大学は昭和55年度に看護学科及び幼児教育学科で開学したことから、看護学に限定せず幅広い書籍が既に収集・蓄積されている。平成8年度には短期大学に地域福祉学科が増設され、平成16年度には地域看護学専攻科が新設されたことにより、蔵書数や図書資料の分野も更に拡大している。看護系の学部学生及び将来設置予定の大学院学生の学習の充実を図ることを目的として、平成23年度に図書5,246冊（うち外国書115冊）、平成24年度には図書4,263冊（うち外国書350冊）の増冊を行った。

設置を計画している大学院の教育・研究に関する図書については、基本的には、図書館に既に蔵書している図書を利用するが、大学院のカリキュラム等を考慮し、必要な図書を整備していく。

看護学研究科は、地域生活支援看護学領域と療養支援看護学領域の講義及び課題演習並びに課題研究、特別研究を履修する上で必要な専門書、学術雑誌を整備する。特に最新の学術文献を用いた自己学習や演習が必要とされることから、電子ジャーナル「Journal of Community Health Nursing」、「Journal of Gerontological Nursing」を整備した。今後、「Homu Healthcare Nurse」の整備も行う予定である。

なお、検索システムにより学内及び学外からインターネット上で本学図書館の蔵書目録を検索でき、本学の図書館に必要な資料がない場合は、岡山県図書館横断検索システムを利用し、県立図書館をはじめとする県内の公共図書館・大学図書館とも相互検索が可能である。また、ILL（Interlibrary Loan＝図書館相互貸借）サービスを利用して他の大学図書館等文献の参照及びコピーを取り寄せることができる。

1) 図書館の規模等

本館及び1号館に隣接した学術交流センターの1階及び2階が図書館で、1階は、医学・看護・芸術・文学・言語関係を、また、2階は、総記・哲学・歴史・社会科学・技術・産業関係の書籍を配置している。

(1) 図書館の規模等

① 面積

1 階	726.94㎡		
2 階	858.01㎡	計	1,584.95㎡

② 収容能力

開架書架	80,000冊		
閉架書架	20,000冊	計	100,000冊

③ その他の施設

- ・グループ閲覧室 5室で席数34席
- ・閲覧席 161席
- ・検索コーナー 1階にパソコン5台、2階にパソコン2台
- ・ブラウジングコーナー 2階 1カ所
- ・レファレンスルーム 2階 1室
- ・視聴覚ブース 2階 5室

2) 蔵書数

(1) 図書

- ・平成24年3月末の蔵書数は81,801冊

(単位：冊)

区分	看護分野	幼児教育 分野	地域福祉 分野	一般 (共通)	計
和書	20,623 (19,842)	21,737 (21,157)	6,765 (6,160)	30,013 (29,667)	79,138 (76,826)
洋書	1,561 (1,502)	1,931 (1,881)	313 (288)	1,318 (1,304)	5,123 (4,975)
計	22,184 (21,344)	23,668 (23,038)	7,078 (6,448)	31,331 (30,971)	84,261 (81,801)

※ 上段は、学年進行終了時（平成27年度）の蔵書数、下段（ ）書きは、開設時の蔵書数（看護分野の図書目録(抜粋)は資料26を参照）

(2) 学術雑誌

- 平成24年3月末の蔵書数(購入タイトル数)は107冊

(単位：冊)

区分	看護分野	幼児教育分野	地域福祉分野	一般(共通)	計
和書	30 (30)	25 (25)	13 (13)	18 (18)	86 (86)
洋書	5 (2)	10 (10)	8 (8)	1 (1)	24 (21)
計	35 (32)	35 (35)	21 (21)	19 (19)	110 (107)

※ 上段は、学年進行終了時(平成27年度)の蔵書数、下段()書きは、開設時の蔵書数(看護分野の学術雑誌目録は資料27を参照)

(3) 視聴覚資料

- 平成24年3月末の保有点数は2,066点

(単位：点)

区分	看護分野	幼児教育分野	地域福祉分野	一般(共通)	計
視聴覚資料	750 (736)	1,050 (992)	310 (293)	210 (195)	2,320 (2,216)

※ 上段は、学年進行終了時(平成27年度)の保有点数、下段()書きは、開設時の保有点数(看護分野の視聴覚資料目録(抜粋)は資料28を参照)

3) 図書館サービス

(1) 検索システムサービス

- ① 学内及び学外からインターネット上でOPAC(図書館における公共利用に供される蔵書目録)の検索が可能である。
- ② 岡山県図書館横断検索システム(岡山県立図書館が構築する図書館協力サービス網)に加入しており、県立図書館をはじめとする県内の公共図書館・大学図書館とも相互検索が可能である。
- ③ 図書館内には検索用のパソコンが1階に5台、2階に2台設置している。また、情報処理室の70台のパソコン及び講義室の65台のパソコンから検索を可能である。
- ④ 図書館内は、個人のノートパソコンの持ち込みを可能とし、無線LANでの検索が可能な環境を整備している。

(2) レファレンスサービス

図書館の利用案内やレファレンス（文献や情報の調査援助）を行う。

(3) ブラウジングコーナーサービス

新刊雑誌・新聞・教職員の推薦図書・新着図書などを特設コーナーに配架するとともに、ブラウジング用に広めの机と椅子を設置し、学生が気軽に図書館を利用できることを目的としたコーナーである。

(4) 視聴覚ブースサービス

VHS・DVDの視聴が可能である。今後、さらに視聴覚資料の充実を図る。

4) 開館時間

学生の夏期・冬期・春期休業期間並びに土日、祝日及び年末年始を除き、平日の月曜から木曜日までは、午前9時から午後8時まで、金曜日は午前9時から午後8時45分まで開館している。大学院開設後は、7時限修了（午後9時10分）後に大学大学院生が図書館を利用できるように平日の開館時間を午後9時30分まで延長し教員及び学生が夜間の授業終了後に図書の貸出及び閲覧など図書館を利用できるように配慮する。土曜日及び日曜日も午前10時から午後6時まで開館し、学生の利便性を図る。

なお、貸し出しについては、ICタグを装備し、自動貸出システムにより、学生の主体性を伸ばすことや利便性を考慮する。

5) 他の大学図書館等との協力

I L L（Interlibrary Loan＝図書館相互貸借）により文献相互貸借が可能であり、他大学図書館閲覧紹介等のサービスを行う。今後さらに、このサービスの充実を図る。

4. 情報関連等設備の整備計画

1) 情報システムの整備

情報システムに関しては、大学の教育・研究の支援及び事務の効率化を図るため学内ネットワーク（LAN）を整備している。大学大学院生については、大学院生研究室の個人用デスクに1台ずつ個人用パソコンを配置し、インターネットを常時利用できる環境を整備し、また、検索システム等を利用できるようにする。

また、学内LANに共有ファイルを設置し、各大学院生用の記憶領域を確保することにより、大学院研究室の各自のパソコンはもとより、図書館等の共用パソコンからも各自のデータにアクセスできるようにする。

2) その他の設備の整備

基本的には、教育・研究用教材、器具などの備品については、学部と共用する（資料29：機械器具・標本・模型目録（看護分野））。

Ⅷ 既設の看護学部との関係

既設看護学部と看護学研究科の関連は、学士課程における専門分野Ⅰ・Ⅱ及び看護の統合と実践の内容で、本学の特色ある特論として科目を立てた。共通科目として、学士課程の専門分野Ⅰ及び看護の統合と実践の内容に関連して、「看護研究特論」、「看護学の動向と展望」、「統計学特論」、「人間関係特論」、「看護実践と倫理」、「看護教育特論」、「看護管理特論」、「地域医療支援特論」を設定した。

専門科目の地域生活支援看護学領域では、学士課程専門分野Ⅱ及び看護の統合と実践の内容に関連して、老年看護学を基盤とした「健康支援活動特論」、「高齢者ケア特論」、「高齢者コミュニケーション特論」、在宅看護論を基盤とした「在宅看護支援特論」、地域医療特論を基盤とした「地域ケアマネジメント特論」を設定した。

療養支援看護学領域では、学士課程専門分野Ⅰに関連して、基礎看護学を基盤とした「療養支援看護学特論」、「看護技術特論」、専門分野Ⅱの関連では、成人看護学を基盤とした「成人看護支援特論」、母性看護学、小児看護学に関連した「育成看護支援特論」、精神看護学に関連した「精神看護ケア特論」を設定した（資料30：既設看護学部と看護学研究科の関連図（カリキュラム））。

Ⅸ 入学者選抜の概要

1. 入学者の受入方針

1) 基本方針

本学大学院にあつては、学校教育法施行規則第155条第1項第8号の規定に基づいて、4年制大学の卒業生だけでなく短期大学や専修学校の卒業生で一定の要件を満たす者には、個別の入学審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願資格を与え、これらの学生に修学の機会を開くなど、学修意欲を持つ人々に門戸を広げることとする。

2) アドミッションポリシー

本学大学院では、「学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成し、保健・医療関係の職に携わる職業人としての適正と自主自立の気概を有する学生」を受け入れる。

2. 入学試験の種別と募集定員

1) 入学試験の種別

「一般選抜」、「特別選抜」で選抜する。

① 一般選抜

本学の学部学生をはじめ、広く他大学の学生及び社会人など上記「入学者の受入方針」を有する者を対象とする。

② 特別選抜

本学大学院のコンセプトは、「リカレント教育にも重点をおいた大学院」であり、受験者には保健医療福祉の現場で従事する社会人も含まれると想定している。そのため、保健医療福祉分野において3年以上の実務経験を有する社会人については、一般選抜と区別した社会人特別選抜を行う。

また、入学生の一部について、「専門職業人としての一定の実務経験を経てから入学させる」制度を設置し、学修環境の整備に努める予定である。

2) 募集定員

募集定員は、一般選抜と特別選抜を合わせて5人とする。

3. 選抜方法

選抜方法の概要は、下表のとおりであり、筆記試験（専門科目と英語）及び個人面接を行う。

なお、一般入試及び特別選抜の試験科目の配点は、次表のとおりとする。

選抜方法	英 語	専門科目	面 接
一 般 選 抜	100点	100点	100点
特 別 選 抜	50点	100点	150点

X 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施

1. 実施の趣旨及び必要性

社会人のキャリア教育及び生涯学習ニーズに応え、仕事を持つ社会人の学生などが勤務を継続しながら、大学院で学習することができる環境を提供するため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。

特に、看護職は、学士課程等を卒業後、医療機関等において一定期間の実務経験を経た後、大学院に入学して看護の専門性を深めていくニーズが非常に高い。このような地域で働いている看護師が就業しながら学ぶことのできるよう、平日の夜間や土曜日にも開講している教育環境を整備する。

本学の研究科においてこの制度を実施することによって、社会人入学を推進す

ることができ、本学が所在する中山間地域である新見市の医療の向上につながる
とともに、地域医療の活性化に寄与するものである。

2. 修業年限

修業年限は、2年とする。ただし、長期履修制度を利用する場合はこの限りで
ない（資料18：長期履修制度について）。

3. 履修指導及び研究指導の方法

(1) 指導教員は、履修科目及び研究活動全般について、学生の相談に応じ、学
習及び研究の進行に必要な指導を行う。（18頁～21頁の教育方法、履修
指導、研究指導の方法を参照）

(2) 実験設備の夜間仕様について、指導教員が必要と認める場合は、指導教員
の指揮監督の下に行なわせることを前提に認めるものとする。

4. 授業の実施方法

社会人学生の事情を考慮して、授業は、平日の昼夜及び土曜日の開講を実施す
る。また、夏期休暇等の長期休暇期間を利用した集中講義を併せて行なう。

なお、夜間においては、平日の午後6時以降（6時限目・7時限目）に開講す
る。（資料23：看護学研究科時間割）。

社会人学生の履修については、学生数が5人と限られており、学生個々の勤務
状況等を配慮した個別な相談や対応も行う。

5. 教員の負担の程度

本研究科の全ての専任教員は学部教育も担当するため、既設学部の時間割の見
直しや研究指導時間を弾力的に設定することにより、過度の負担にならないよう
に留意する。学部教育体制として、研究科講義担当の教授、准教授の負担を軽減
する。そのために、演習・実習など講師、助教で可能な部分について、担当時間
を増やすなどの検討を行い、学部教育に影響なく質を確保できるよう配慮する。
学部教員と研究科担当教員のバランスをとる。

研究科の授業は現役入学生と社会人入学生の両方に配慮し、昼夜開講できるよ
う時間割を組み立てる。土曜日の集中講義科目の設定によって、平日の時間割の
過密さを解消する。研究科学生は1学年5人、計10人であり、開講日程や時間
については、選択科目の履修状況など学生個々のニーズに添って弾力的に運用す
る。オムニバス形式の講義や課題演習などは、担当コマ数も限られており、教員
負担は過度にならない。

研究指導については、指導教員1人に研究科学生は1人程度、2学年でも1～
2人となり、指導日は個別に設定するなどの調整が可能である。現在博士課程在
学中及び進学予定の教員については、学位取得を目指して研究科内で支援体制を

整備する。学生・教員間で相互の日程調整を図り、教員の研究時間確保も可能である。また、複数教員での担当科目については、博士課程在学中の教員への配慮を行う。学内運営に関わる役割についても、各委員会の委員長や担任などの時間的に負担の大きいものについては、在学中は猶予するなど、学部として積極的支援を行う。(資料 2 4 : 看護学部・看護学研究科時間割対照表)。

6. 施設及び設備等の利用

大学院の基礎となる看護学部においては、開設以来、教育研究環境の整備充実に積極的に取り組んでおり、施設・設備については十分な整備を図っていることから、看護学研究科を設置した場合においても、現有の施設・設備で十分対応することが可能である(資料 2 2 : 校舎の室配置一覧表)、(資料 2 9 : 機械器具・標本・模型目録(看護分野))及び(資料 2 8 : 看護分野の視聴覚資料目録)。

なお、図書については、専門図書及び参考書等を配備することにより、大学院生の研究環境の充実に努めることとしている(資料 2 6 : 看護分野の図書目録)及び(資料 2 7 : 看護分野の学術雑誌目録)。

また、図書館の利用時間は、大学院設置後は現在の利用時間を見直し、夜間及び土曜日の授業開講に伴い、平日午前 9 時から午後 9 時 3 0 分、土曜日・日曜日は午前 1 0 時から午後 6 時まで開館とし、大学院生研究室等は午前 0 時までの利用を認める。

7. 事務局の対応

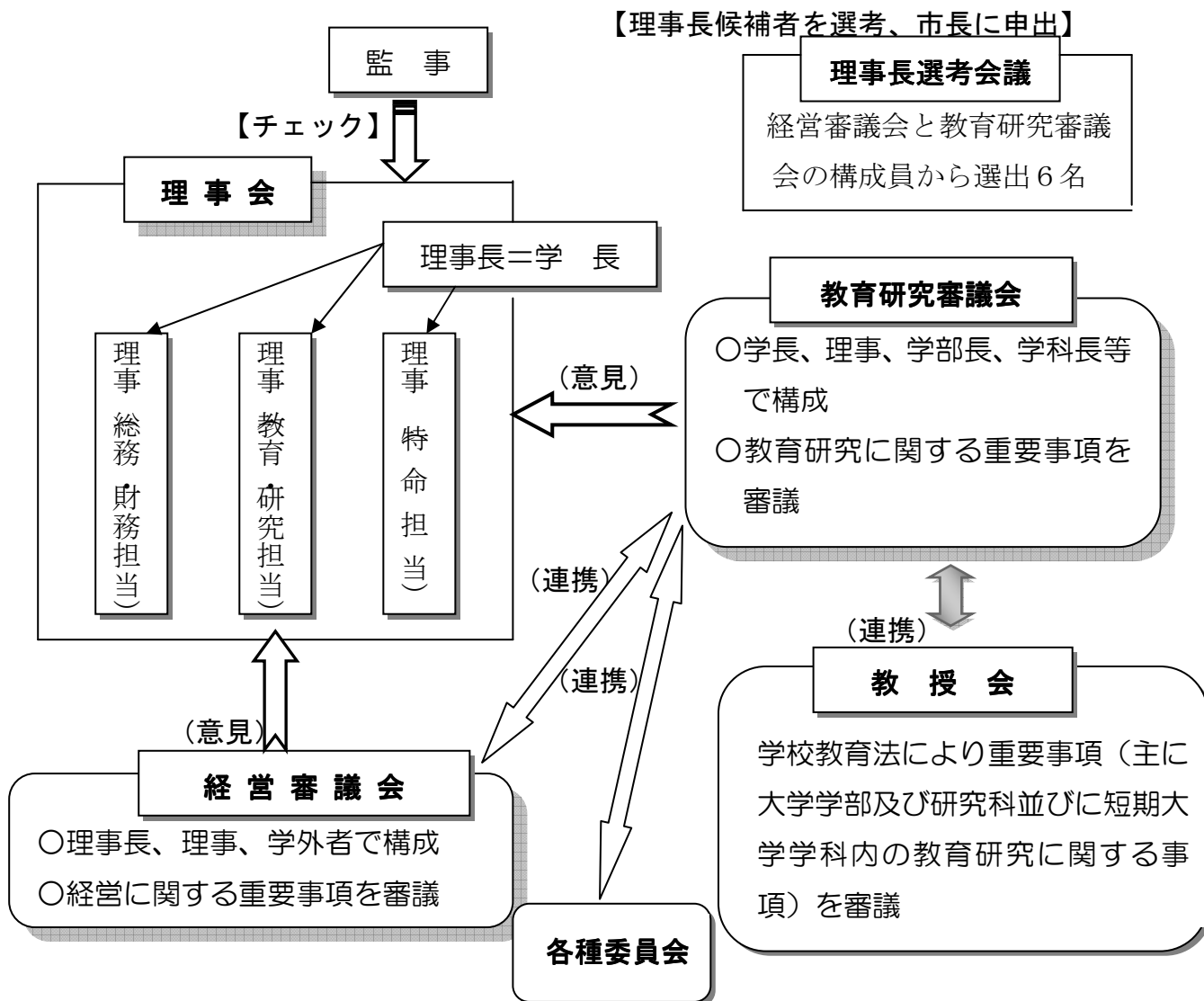
社会人学生からの各種提出や相談等に対応するため、事務局窓口では平日は午前 9 時から午後 8 時、土曜日は午前 9 時から午後 3 時まで受付を行なう。

また、特別な問題が生じた場合には、緊急連絡網により対処することにより、授業等に支障のないよう配慮する。

XI 管理運営体制

1. 組織・運営

公立大学法人新見公立大学の運営



2. 公立大学法人の管理運営組織

1) 理事会

- 経営・教学の両面にわたり、中期目標、中期計画、予算・決算など法人運営上の重要な案件について、理事長の意思決定に先立ち議決を行なう。

2) 経営審議会

- 公立大学法人は、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会を設置する。

3) 教育研究審議会

- 公立大学法人は、当該法人が設置する大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議会を設置する。

3. 大学院の管理運営組織

1) 研究科教授会

大学院に関する重要な事項を審議するため、大学院に研究科教授会を設置する。研究科教授会は、研究科長並びに研究科で科目を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。ただし、研究科教授会が必要と認めた場合は、研究科を担当する講師、助教及び客員教授並びに事務職員を出席させることができる。

研究科教授会には、議長を置き、研究科長をもって充てることとし、議長が研究科教授会を主宰する。

- 法人の運営方針についての連絡調整及び研究科における多種多様な業務の執行等については、本研究科教授会で行なう。

《審議事項》

- ① 教育研究に関すること
- ② 学生の入学（転入学及び再入学を含む）、退学、休学、復学、除籍、及び修了に関すること
- ③ 学生の試験及び単位の認定に関すること
- ④ 学位授与に関すること
- ⑤ 学生の生活支援に関すること
- ⑥ 学生の賞罰に関すること
- ⑦ 規程、学則に基づく研究科諸規定に関すること
- ⑧ その他研究科教授会が必要と認める重要事項に関すること

2) 委員会

大学学部及び大学院研究科の運営に関し、特定の事項について専門的に審議するため、常任委員会及びその他委員会を置く。（資料31：委員会名称及び所管事項・構成員一覧表）

XII 自己点検・評価

1. 評価委員会

この制度の「目標による管理指標化の仕組」は、「目標→計画・実行→評価→改善」というPDCAマネジメントサイクルを義務付けられており、学内においては、学長、学生部長、広報部長、学部長、研究科長、各学科長、事務局長、その他学長が指名する者により評価委員会を設置している。評価委員会は①自己評価に関すること②第三者による外部評価に関すること③評価システムに関すること④その他本学の評価に関することを所管事項として、中期目標、中期計画及

び年度計画について毎年度自己点検し、新見市地方独立行政法人評価委員会の評価を受け、教育研究の質の向上や業務の効率的運用を図ることとしている。

2. 第三者による外部評価

本学の評価委員会において、外部の有識者等による第三者評価会議を計画し、本学が実施した自己点検評価について、外部からの意見を聴取する。

また、公立大学法人として、中期目標、中期計画及び年度計画の実施状況について新見市地方独立行政法人評価委員会の評価を受け、その結果については、新見市をはじめ関係諸団体及び市民等に公表する。

3. 機関別認証評価制度の導入

新見公立短期大学は、教育研究水準の向上を図るため、平成17年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構の「機関別認証評価」を受け、「機構の定める短期大学評価基準を満たしている」と判断する。」との評価を受けた。

短期大学においては、平成24年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価の審査を受けた。

したがって、大学においても短期大学と同様に公益財団法人大学基準協会の「認証評価」を受け、その結果に応じて、改善すべき事項があれば適切な対策を講ずる。

大学院についても修士課程の評価基準に基づく自己点検評価を評価委員会が中心になって行うことを予定している。

評価結果については、大学のホームページ等で公表し、各界からの意見を取り入れるとともに、本学と同様に認証評価を受けた大学と意見交換をし、教育研究水準の向上を図る。

XIII 情報の公表

学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2により、大学が公的機関として社会に対する説明責任を果たすとともに教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表することが定められたことから、その趣旨により情報の公表を実行する。

本学では、情報の公開・提供及び広報については、教員と事務職員で構成する広報部を設置し、ホームページ、広報誌、印刷物等により、社会貢献、生涯教育、教育研究成果及び入試情報等の広範囲にわたり、情報を積極的に学内外へ発信している。

大学院に関するカリキュラム及び成績評価基準、教育研究組織、学修環境、学生支援、入学者数、修了者の進路等の教育情報については、現在の学士課程と同様に

公開し、情報公開に努める。

情報の公表のホームページアドレス

<http://www.niimi-c.ac.jp/index.html>

[ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [情報公表メニュー](#)

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること
 - ・ [ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [大学の教育研究上の目的](#) > [大学の目的、学部、学科の教育目的及び教育目標](#)
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
 - ・ [ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [教育研究上の基本組織](#) > [法人の組織及び大学の組織](#)
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ・ [ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [教員情報](#) > [教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績](#)
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ・ [ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [入学・卒業後の進路状況](#) > [学生募集要項、アドミッションポリシー、入学者の数、在学者に関する事項、卒業生に関する事項](#)
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ・ [ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [授業に関すること](#) > [リンク一覧、シラバス一覧](#)
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ・ [ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [学修の評価・卒業認定基準等](#) > [成績の評価、GPA評価、GPAの計算](#)
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ・ [ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [教育研究環境](#) > [大学平面図、面積・設備、本館・学生会館平面図、1号館平面図、3号館平面図、学术交流センター・図書館、設置形態](#)
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ・ [ホームページトップ](#) > [教育情報の公表](#) > [授業料・入学料](#) > [納入金・授業料](#)

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 - ・ ホームページトップ > 教育情報の公表 > 学生支援 > クラス担任制、通学、住居、健康、学習環境等、進路選択に対する支援、その他の学生生活、課外活動等、障がいをもつ学生に対する支援、・奨学金・保険等、学生割引証等、授業料減免・猶予制度、アルバイト
- ⑩ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
 - ・ ホームページトップ > 教育情報の公表 > 教育プログラムの特徴 > 教育プログラムの特徴の具体的内容
 - ・ ホームページトップ > 教育情報の公表 > 本学の特徴ある取り組み > 本学の特徴ある取り組みの具体的内容
 - ・ ホームページトップ > 教育情報の公表 > 法人に関する情報 > 法人情報（定款、学則等）
- ⑪ その他の情報
 - ・ ホームページトップ > 学校情報 > 自己評価書、学報まんさく、大学ニュース、選定G P概要、学生生活実態調査

XIV 教員の資質の維持向上の方策

本学では、教員の教育者として、また、研究者としての資質を維持し、かつ、向上させるため、学長、大学の学部及び短期大学の各学科からの推薦者並びに学務課長でFD委員会を組織し、①学生の授業評価に関すること②教員相互の授業評価に関すること③教員の研修の企画運営に関すること④授業改善の勧告に関することを所管事項として、教育課程の内容及び教員の資質等の教育研究活動の改善と充実に努めることとしている。

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動

本学におけるFD活動は、平成14年度から開始した。初年度は、1泊2日の合宿を企画し、学外の専門家による講演と教育方法論に関するワークショップを実施した。平成16年度は、本学教員が視察した他大学の先進的なFD活動例を紹介し、また、独創的な授業を展開している本学教員の報告やグループワークを実施した。平成17～19年度も独創的な授業を展開している教員の実例を紹介する形式で継続した。平成20年度、本学の法人化に伴い設置したFD委員会により、さらに充実したFD集会の開催を目指している。

2. 授業評価

平成15年度から学生による授業評価を開始し、講義・演習・実習ごとに異なる項目で評価を受け、その結果については、担当教員に伝えるとともに公表し、

授業の改善に役立っている。評価項目及び方法については、平成17年度に見直し、より分かりやすい指標で評価結果を示すこととした。平成19年度までは、教務委員会教育改善部会によって自己評価が実施されてきたが、平成20年度の法人化に伴う機構改革により、FD委員会が授業評価を実施することとなった。評価結果の授業改善へのフィードバックについては、各教員が自己評価を行い、それを公表するなどの取組を進めてきたところであり、なお一層の改善を図る。

平成16年度から、同僚教員による授業評価(ピア・レビュー)を行っており、平成18年度からは、本学後援会役員(学生の保護者代表)、本学役員、元高等学校校長等による授業参観を実施し、結果を教員にフィードバックすることにより授業の改善充実を図っている。

3. 卒業時満足度調査

毎年3月、卒業生を対象に「卒業時満足度調査」を実施し、本学に入学したことについての満足度、授業の内容、教員との交流、友人との交流、事務職員の対応及びキャンパス環境についての満足度や入学から卒業時までの自分の成長に対する満足度等を調査し、教育改善のための資料にしている。

4. 看護学部独自のFD

学部内において、カリキュラム及び将来構想については継続して検討を行い、さらに、学科独自の教育改善を目的に、平成18年より毎月1回のランチオンセミナーを企画し、学部全教員による教員間の情報交換や相互学習の機会としている。セミナーの内容は、各教員の研究成果報告を中心に、教育方法の工夫、特色ある演習や国際交流活動などの報告も行っている。また、教員有志による「英語論文講読会」、「看護研究抄読会」、「英語サロン」、「カンボジア会」等が自主的なFD活動である。

毎年3月には、看護学部教員全員による「看護学部教育・研究発表会」(1年間の教育・研究の実績報告会)を開催している。これは学生、実習施設関係者及び市民にも公開するもので、地域の看護職への研究支援の相談も行っており、好評を得ている。

5. 看護学研究科としてのFD

大学院設置後も看護学部のFD活動と合わせて行う予定であり、大学院設置目的に沿った内容を含んで実施する。特に、研究科の特徴である地域医療を実践及び研究する看護専門職の育成を目指して、関連するテーマの先行文献の抄読会を月に1回程度計画する。参加対象者は研究科担当教員とし、他の学部教員は自由参加とする予定である。抄読会をとおして、各分野の研究の動向を学び、新しい

知見を吸収し、自己の研究に反映させる。併せて各自の学会発表内容の意見交換を行う。他大学との研究チームやゼミに参加した場合の情報交換を行い、大学院教育の質を担保する。

XV その他

1. 包括的連携協力について

本学と地元新聞社の山陽新聞社は平成25年3月3日、教育に新聞を生かすNIE活動の推進などを盛り込んだ包括的連携協力に関する協定を締結した。この協定により、大学の人的資産や研究資産と新聞社の記事編集機能を融合させ、地域社会の発展や活性化に関し寄与することに努める。本学にとっても医療や福祉分野の最新の情報を得るだけでなく、地域に密着した社会的な課題や国際的な視野を広げる教材として物的人的資源を活用できる。また、文章の書き方、伝え方など基礎的な文章作成能力を学ぶと共に、大学院学生に必要な課題を発見する力、情報収集能力、情報分析能力などを鍛えるためなどの教育への活用が期待できる。

2. 報道機関に対する情報発信について

本学の教育研究活動に関して、地域住民に周知するため各報道機関に逐次情報提供を行い、大学と地域との連携を図っている。